

情報通信審議会 情報通信技術分科会  
IP ネットワーク設備委員会（第 15 回）議事要旨

1 日時

平成 21 年 7 月 23 日（木）10 時 00 分～11 時 45 分

2 場所

総務省 第 1 会議室（10 階）

3 出席者（敬称略）

（1）構成員

相田 仁（主査）、小松 尚久（主査代理）、浅見 洋、井上 友二（代理：坂口 尚）、  
加藤 義文、坂田 紳一郎（代理：喜多 裕彦）、資宗 克行（代理：樋口 忠宏）、  
富永 昌彦、矢守 恭子、吉田 清司、渡辺 武経（代理：小畑 至弘）

（2）オブザーバ

五十川 洋一（代理：松本 隆）、大岡 忠男、尾上 誠蔵（代理：長尾 嘉則）、  
冲中 秀夫、片山 泰祥、北地 西峰、木下 剛、高橋 英一郎、  
千村 保文、三木 康正、三膳 孝通、弓削 哲也（代理：木村 潔）

（3）事務局（総合通信基盤局 電気通信事業部 電気通信技術システム課）

福岡 電気通信事業部長、  
田原 電気通信技術システム課長、川村 安全・信頼性対策室長、  
大角 課長補佐、森下 課長補佐、畠山 安全・信頼性対策係長、梅城 企画係長

4 議事

■事務局より、資料 15-2 に基づき、「IP ネットワーク設備委員会報告（案）－IP 電話端末等に関する技術的条件－」に寄せられたご意見及び意見に対する IP ネットワーク設備委員会の考え方（案）について説明があり、以下の質疑応答があった。

○ 意見 3 の考え方で、例示が意見の趣旨と異なるのではないかと。

→ 御指摘を踏まえ修正を行う。

○ 意見 6 9 の考え方で、「ITU 等の国際標準」とあるが、安全性に関する標準化は IEC でも行っているのではないかと。

→ 当該個所を「ITU や IEC 等の国際標準」と改める。

○ 資料 15-1（p39）で新たに追加した段落について、既存の建物は分離接地になっていて変更にかかる費用がかかるが、今後の建物については共通接地を強制するのか、それとも周囲の条件を考えると必ずしも強制できないとするのか。

→ 通信分野以外にも波及する問題であり、今後も強制することは難しいのではないと思われることから、現状に即した措置を検討する必要がある。

→ 「現状の分離接地系を前提とした保護措置の検討も必要になる」とすると、こちらが付け足しというニュアンスになる。当面、分離接地系を前提とした保護措置を行うとともに、将来に向けては共通接地化が望まれる趣旨を示す表現

が適切ではないか。

→ 主旨に賛同。現状は分離接地系だが、今後は共通接地が望まれるところ。

→ 具体的な文言については事務局と相談したい。

○ ガイドラインの検討との言葉が多いが、ガイドラインと言っても多岐にわたるが、どこでどのように検討するのか、教えていただきたい。

→ 業界団体や総務省等で検討することになると考えているが、委員会報告との整合性を取る必要が生じた場合などは作業班等を召集することもある。

→ どのガイドラインをどの団体で検討するか等については、適宜情報提供をお願いしたい。

■事務局より、資料 15-3 に基づき、「IP ネットワーク設備委員会報告（案）－電気通信事故等に関する事項－」に寄せられたご意見及び意見に対する IP ネットワーク設備委員会の考え方（案）について説明があり、特段の質疑応答はなかった。

■その他

○ 主査より修正意見のあった箇所は、資料 15-1 について p39, p41 の雷害対策の修正、資料 15-2 について、意見 3 及び意見 6 9 に対する考え方である。追加の意見がある場合は 24 日正午までに事務局まで意見を提出いただきたい旨の発言があった。

○ 28 日の情報通信技術分科会への報告については主査に一任された。

○ 事務局より、資料 15-4 に基づき今後のスケジュールについて説明があった。